

特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会定款

改正 平成19年10月22日

改正 平成21年11月12日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人高松芸術文化市民協議会という。ただし、英文呼称は、Non Profit Organization Arts Council Takamatsu、略称はアーツカウンシル高松（ACT）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の文化は私たち市民共有の財産であり、長い歴史と恵まれた自然の中で培われてきた豊かな文化を引き継ぎ、新しい文化を創り出す必要があるとの認識のもと、市民自らが文化を育て、楽しみ、広げるための様々な事業を行い、行政や企業とのパートナーシップの形成を推進し、もって、芸術文化振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 芸術文化に関する鑑賞機会及び講習会等の提供事業
- (2) 芸術文化活動を行う個人・団体間の交流、協力関係を促進し、ネットワークを構築する事業
- (3) 芸術文化活動を行う団体の育成及び活動がより円滑にできる環境の基盤整備事業
- (4) 子どもの芸術文化活動を推進するための指導者の育成、確保、派遣事業
- (5) 芸術文化を担う人材養成のための研修、活動の場の提供事業
- (6) 文化行政に対する提言活動事業
- (7) 学校教育等における芸術文化教育プログラム提供事業
- (8) 芸術文化活動に資する資金の調達及び提供・支援事業
- (9) 文化に関する情報の収集・提供及び調査研究事業
- (10) 文化施設の運営企画・管理事業

- (11)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、その他の事業として、会員間の共済事業を行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同して事業を支援する個人、団体及び法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、その者が第3条の目的に賛同し、第4条及び第5条の活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の額は、総会において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を滞納し、かつ催告後6ヵ月を経ても納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び顧問等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上11人以内とする。
- (2) 監事 1人以上3人以内とする。
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。
- 3 理事は、理事会の議決を経て、常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第14条 役員は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため役員を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、その理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を処理するとともに、事務局の運営と管理を行い、この定款に定める理事長の職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、選任後、最初に終了する事業年度に関する通常総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければ

ならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席した正会員の過半数の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任する場合には、その役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び名誉顧問)

第20条 この法人に、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、この法人に特に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、総会の承認を経て決定し、終身とする。
- 4 顧問及び名誉顧問は、この法人の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じ、助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 5 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (4) 事業報告及び収支決算報告に関する事項
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同

- じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
 - (9) 法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したこと
 - (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する正会員は、その事項の議決に加わることができない。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 正会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、次に掲げる電磁的方法により表決をすることができる。この場合において、これらの電磁的方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

- (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 4 第2項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 5 第2項又は第3項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事は、その事項の議決に加わることができない。

(理事会での表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した理事は、第36条の規定の適用については、理事会に出席したものとみなし、前条第3項の規定を準用する。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の

事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業計画及び収支予算を変更するときは、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た書類は、前事業年度の役員名簿、役員のうち報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヵ月以内に所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が合併以外で解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

- 第53条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

- 第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 委員会及び事務局

(委員会)

- 第56条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は事業を遂行する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(作業部会)

- 第57条 この法人は、理事会の議決を経て、委員会の下に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、委員会の指示する作業を遂行する。
 - 3 作業部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(事務局)

第58条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名及び必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、常務理事をもって充てる。
- 4 事務局職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	石井 瑠璃子
副理事長	松崎 晃
副理事長	明石 安哲
理 事	八木 亮三
同	竹内 肇
同	村井 博美
同	佐竹 一郎
同	水谷 正裕
同	田尾 和俊
同	小河 恵朗
同	榊 万理
監 事	関谷 利裕
同	中山 千晶

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員年会費		10,000円
支援会員年会費	法人の場合	10,000円(1口)
	団体の場合	5,000円(1口)
	個人の場合	3,000円(1口)